

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年12月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300217 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2300061 号

第 1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 58 年 7 月 31 日から昭和 59 年 5 月 31 日に訂正し、昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額を 15 万円、同年 10 月から昭和 59 年 4 月までの標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

昭和 58 年 7 月 31 日から昭和 59 年 5 月 31 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 35 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 58 年 7 月 31 日から昭和 59 年 7 月 18 日まで

私の夫 (訂正請求記録の対象者) が A 社に勤務していた期間の年金記録が 1 年くらい漏れているので、厚生年金保険の資格喪失年月日の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

複数の同僚 (請求者を含む。) の陳述により、訂正請求記録の対象者が請求期間において A 社に継続して勤務していたことがうかがえるところ、訂正請求記録の対象者に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票は 2 枚存在し、そのうち 1 枚には、厚生年金保険被保険者 (以下「被保険者」という。) 資格の喪失年月日は昭和 59 年 5 月 31 日と記載され (以下「訂正前の被保険者原票」という。)、別の 1 枚には、喪失年月日は昭和 58 年 7 月 31 日と記載されている (以下「訂正後の被保険者原票」という。))。

また、訂正後の被保険者原票は、昭和 58 年 10 月の定時決定が二重線で抹消されており、オ

ンライン記録によると、訂正請求記録の対象者に係るA社における被保険者の喪失年月日は昭和58年7月31日となっていることが確認できる。

一方、訂正請求記録の対象者のA社に係る訂正前と訂正後の被保険者原票を比較すると、「進達記録票（喪失記録）」欄及び「証返納年月日」欄の日付が子に係る健康保険の被扶養者記録（以下「被扶養者記録」という。）及び現金給付記録とくい違っている上、訂正前の被保険者原票によると、被扶養者記録及び現金給付記録が確認できるところ、訂正後の被保険者原票にはこれらの記録はない。

また、A社において昭和58年7月31日に資格喪失している者は、訂正請求記録の対象者のほか、14名おり（このうち12名については、2枚の健康保険厚生年金保険被保険者原票が存在し、残りの2名については1枚のみ存在している。）、これら全員について資格喪失年月日が訂正されているところ、このうち雇用保険の記録の確認できた12名について、同日以降も継続してA社における雇用保険の記録が確認できることなど、不自然な記録が見受けられる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日について、オンライン記録によると、昭和58年7月31日である一方、適用事業所名簿によると、昭和59年5月31日とされているところ、日本年金機構は、当該日付について、昭和59年5月31日を遡及して昭和58年7月31日に訂正された可能性が高いと回答している。

加えて、履歴事項全部証明書によると、A社は請求期間において継続して法人であることが確認できること、また、上述の資格喪失年月日の訂正及び雇用保険の加入記録からうかがえる被保険者数の状況から判断すると、昭和59年5月31日までは、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、事業主は、社会保険料の滞納があり、支払いが難しくなったため社会保険事務所（当時）に資格喪失の相談をした旨回答している。

以上を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者の被保険者資格の喪失年月日を昭和58年7月31日とする合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、事業主が社会保険事務所に対し当初届け出たと認められる昭和59年5月31日とすることが必要である。

また、昭和58年7月から昭和59年4月までの標準報酬月額については、訂正前の被保険者原票において確認できる当初の記録から、昭和58年7月から同年9月までは15万円、同年10月から昭和59年4月までは17万円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち、昭和59年5月31日から同年7月18日までの期間については、訂正請求記録の対象者が同年6月1日に他社において雇用保険の資格を取得していることが確認できる上、事業主及び複数の同僚に照会したが、訂正請求記録の対象者の当該請求期間に係るA社における給与支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料が得られないため、訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300231 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2300062 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年7月31日から昭和59年5月31日に訂正し、昭和58年7月から同年9月までの標準報酬月額を19万円、同年10月から昭和59年4月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

昭和58年7月31日から昭和59年5月31日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年7月31日から昭和59年7月18日まで

A社に勤務していたが、同社が倒産して、業務を引き継いだB社に空白なく勤務した。B社に勤務する前まではA社において厚生年金保険料を差し引かれていたのに年金記録が漏れているので、厚生年金保険の資格喪失年月日の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

複数の同僚の陳述により、請求者が請求期間においてA社に継続して勤務していたことがうかがえるところ、請求者に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票は2枚存在し、そのうち1枚には、厚生年金保険被保険者(以下「被保険者」という。)資格の喪失年月日は昭和59年5月31日と記載され(以下「訂正前の被保険者原票」という。)、別の1枚には、喪失年月日は昭和58年7月31日と記載されている(以下「訂正後の被保険者原票」という。)

また、訂正後の被保険者原票は、昭和58年10月の定時決定が二重線で抹消されており、オンライン記録によると、請求者に係るA社における被保険者の喪失年月日は昭和58年7月31日となっていることが確認できる。

一方、A社において昭和58年7月31日に資格喪失している者は、請求者のほか、14名おり(このうち12名については、2枚の健康保険厚生年金保険被保険者原票が存在し、残りの2名については1枚のみ存在している。)、これら全員について資格喪失年月日が訂正されているところ、このうち雇用保険の記録の確認できた12名について、同日以降も継続してA社にお

ける雇用保険の記録が確認できること、また、請求者と同様に2枚の被保険者原票が存在する同僚1名に係る訂正前と訂正後の被保険者原票を比較すると、「進達記録票（喪失記録）」欄及び「証返納年月日」欄の日付が当該同僚の子に係る健康保険の被扶養者記録（以下「被扶養者記録」という。）及び現金給付記録とくい違っている上、訂正前の被保険者原票によると、被扶養者記録及び現金給付記録が確認できるところ、訂正後の被保険者原票にはこれらの記録はないことなど、不自然な記録が見受けられる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日について、オンライン記録によると、昭和58年7月31日である一方、適用事業所名簿によると、昭和59年5月31日とされているところ、日本年金機構は、当該日付について、昭和59年5月31日を遡及して昭和58年7月31日に訂正された可能性が高いと回答している。

さらに、履歴事項全部証明書によると、A社は請求期間において継続して法人であることが確認できること、また、上述の資格喪失年月日の訂正及び雇用保険の加入記録からうかがえる被保険者数の状況から判断すると、昭和59年5月31日までは、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

加えて、事業主は、社会保険料の滞納があり、支払いが難しくなったため社会保険事務所（当時）に資格喪失の相談をした旨回答している。

以上を総合的に判断すると、請求者の被保険者の資格喪失年月日を昭和58年7月31日とする合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、事業主が社会保険事務所に対し当初届け出たと認められる昭和59年5月31日とすることが必要である。

また、昭和58年7月から昭和59年4月までの標準報酬月額については、訂正前の被保険者原票において確認できる記録から、昭和58年7月から同年9月までは19万円、同年10月から昭和59年4月までは22万円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち、昭和59年5月31日から同年7月18日までの期間については、事業主及び複数の同僚に照会したが、請求者の当該請求期間に係るA社における給与支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料が得られない上、請求者が同年6月1日にB社において雇用保険の資格を取得していることが確認できるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は同年7月18日であり、同日より前の期間において適用事業所となっていないことが確認できるため、訂正を認めることはできない。